

子ども・子育て支援制度 令和8年度 改正内容 【概要版】

令和8年4月
福祉こども部子育て支援課

変化を力に進むまち。



横須賀市

Yokosuka City

目次

1	配置基準	
	3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間	2
	定員21人～40人の保育所等の調理体制の充実	3
	専門職の保育士みなし特例	3
2	加算	
	療育支援加算の見直し	4
	学級編成調整加配の見直し	6
	施設機能強化推進費加算の充実	7
	保育ICT推進加算の創設	8
3	減算	
	安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設	9
	経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設	10
	年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し	11
4	その他	
	満3歳以上限定小規模保育事業の創設	13
	過疎地の小規模施設向けの新たな加算の創設	13
	冷暖房費加算の激変緩和措置の継続	14

1 配置基準

3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間

(1) 概要（見直し内容）

3歳児の職員配置 (国) 20 : 1 → **15 : 1**

(参考) (市) 18 : 1 → **15 : 1** (国と同じ経過措置期間)

経過措置期間 R9年度末 (R10年3月末) までに設定

(2) 対象施設

幼稚園 保育所 認定こども園

(3) 加算等の取扱い

R10年3月31日まで

15 : 1以上の配置 3歳児配置改善加算 (公定価格)

18 : 1以上の配置 教育・保育単価加算 (市加算)

R10年4月1日以降

15 : 1以上の配置 加算から基本分単価へ移行 (見込み)

市加算 廃止 (予定)

定員 21 人～40 人の保育所等の調理体制の充実

(1) 概要（見直し内容）

調理員の配置

常勤職員 1 名 → 常勤職員 1 名 + **非常勤職員 1 名（追加）**

公定価格に、週 5 日、1 日当たり 4 時間分の費用を反映

(2) 対象施設

定員 40 人以下 保育所 認定こども園

専門職の保育士みなし特例

(1) 概要

障害のある子どもや医療的ケア児など、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図る観点から、職員配置基準において、専門職※の区分ごとに 1 人に限り保育士とみなす特例が設定されました。

※専門職とは、以下の区分を指します。

区分	資格職	みなし配置
専門職	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、障害児の療育指導経験が 5 年以上の者	1
看護師等	保健師、看護師、准看護師	1

いずれも子育て支援に係る業務に 3 年以上従事した経験がある者

専門職と看護師等の 2 名を保育士としてみなすことが可

この場合、それぞれの保育士から支援を受ける体制が必要

(2) 対象施設

保育所 認定こども園 小規模保育事業所 事業所内保育事業所

2 加算

療育支援加算の見直し（大きく見直されました！）

(1) 概要（見直し内容）

- ①関係機関と連携し、特性に応じた専門的支援の充実及び受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図るため、主任保育士等の代替職員を配置する「療育支援加算」が見直されました。
- ②専門職の配置又は派遣を受ける体制を評価するため、新たな区分を設定
- ③家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業についても「療育支援加算」を創設

(2) 対象施設

- ①幼稚園 認定こども園 保育所
 - ア 代替職員配置（主幹教諭等を補助する者を配置する場合）
 - イ 専門職を活用する場合
- ②家庭的保育・小規模保育・事業所内保育事業所
 - ウ 専門職を活用する場合

(3) 要件

- ①代替職員配置（主幹教諭等を補助する者を配置する場合）
 - 次の取組を全て実施すること
 - ア 対象となる障害児の把握

障害特性等を整理した一覧表の作成、職員間で共有

イ 障害特性等に応じた教育・保育の実践

障害児ごとに、個別支援計画及び指導計画を作成

計画に基づく、教育・保育の実施、定期的な見直しの実施

ウ 障害児通所支援事業所等との連携

個別支援計画の作成及び見直し等に事業所職員の参加を求める

エ 障害児の家族への支援

家族からの相談を受け付ける体制の構築

個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）など

上記取組の実施について、利用子どもの家族への適切な周知

オ 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組

障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修への参加

障害児が就学する小学校等と、障害児教育・保育に関する情報交換

②専門職を活用する場合

ア 上記5項目の取組実施

イ 障害児保育に関する研修計画の作成

ウ 障害児保育の園内研修を年1回以上実施

エ 専門職※が月に **60時間**（週2日程度）業務に従事

③専門職を活用する場合

②のア～ウまでは同じ要件

エ 専門職※が月に **30時間**（週1日程度）業務に従事

※専門職の範囲は、3頁を参照

(4) 加算認定 (市へ提出が必要な書類)

施設の設置者から市へ認定申請

施設名、加算の適用年月、対象の利用子どもやその人数、
専門職の職種や各月の業務に従事をする時間等（見込み含む）が
確認できる資料等を添付

(5) 実績報告

(4) の実施状況がわかる資料を市へ提出

提出期限 R9年4月30日

学級編成調整加配の見直し

(1) 概要

R8年4月1日から、学級の幼児数が35人以下から30人以下に改正
加配可能な施設要件を 現行「36人以上」の下限を「31人以上」に改定

(2) 対象施設

幼稚園 認定こども園（教育標準時間認定）

(3) 公定価格の取扱い

幼稚園 基本分単価に参入

認定こども園 学級編成調整加配加算にて対応

(4) 加算要件（認定こども園のみ）

「必要教員数」を超えて、保育教諭等を配置していること
教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども（2号認定に限る。）
に係る利用定員が31人以上300人以下であること

施設機能強化推進費加算の充実

（1）概要

延長保育などの事業を複数実施する要件を廃止し、地域型保育をはじめ加算の取得による取組促進を図る内容に改正されました。

単価を「**施設型**」と「**地域型**」で区分

（2）対象施設

幼稚園 保育所 認定こども園 家庭的保育事業所 小規模保育事業所
事業所内保育事業所

（3）加算要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注1・注2・注3）を行う施設に加算

（注1）取組の実施方法の例示

- ・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等の実施
- ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進

（注2）取組に必要となる経費の額

施設型 取組に必要となる経費の総額が、概ね **20万円**以上

地域型 取組に必要となる経費の総額が、概ね **10万円**以上

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

保育 ICT 推進加算の創設（3月のみ加算）

(1) 概要

保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図る

(2) 対象施設

幼稚園 保育所 認定こども園 家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

(3) 加算要件

以下の要件を全て満たしていること

- ① ICT活用の責任者を配置
- ②以下の4機能を有するシステムを導入し、業務に活用している
 - ア 園児の登園及び降園の管理に関する機能
 - イ 保育に係る計画・記録に関する機能
 - ウ 保護者との連絡に関する機能
 - エ キャッシュレス決済に関する機能

③公定価格の算定又は指導監督において、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用していること

④施設の見学予約等において、「保活情報連携基盤」を活用している

(注) 横須賀市は、「保育業務施設管理プラットフォーム」の導入時期が未定のため、当該加算の適用は未定です。

3 減算

安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設

(1) 概要

施設・事業所は「安全計画の策定」及び「その実施」が義務付けられていますが、これを行っていない施設・事業所に減算を適用します。

(2) 対象施設

幼稚園 保育所 認定こども園 家庭的保育事業所 小規模保育事業所
事業所内保育事業所

(3) 減算の適用

以下のいずれかに該当する場合は減算を適用

施設類型	
幼稚園 認定こども園	・安全計画を策定していない場合 ・計画に定める取組を行っていない場合
保育所 地域型保育事業所	・上記2項目を行っていない場合 ・計画の見直しの検討を行っていない場合 ・保護者への取組の周知を行っていない場合

- ・適切な報告が1ヶ月以上されない場合（修正の求めに応じない場合）

適用するイメージ ※ 赤色が減算を算定する月 ※ 3月末が事業年度終了となる事業所のケース

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A																								
施設B																								
施設C																								

施設A: 7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月)、R7年度分の減算適用 (6月)、8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月)、R8年度分の減算適用 (11月)、減算なし (12月)。
 施設B: R7年度における報告期限 (8月)、7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月)、8年度報告分 R9.2.10に報告 (2月)。
 施設C: R8年度における報告期限 (9月)、7年度報告分 R8.9.10に報告 (9月)。

(4) 適用期間

期限の属する日の翌月から報告等がなされる日の属する月までの間

(5) 減算額

基本分単価の5%

(6) 適用時期

R8年7月～

※R7年度報告分（R6年度実績）が未報告→R8年7月分から減算

年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し

(1) 概要

人材確保に一定の猶予を設ける観点から、月の15日以降に職員が退職等をしたことで年齢別配置基準を満たさなくなる場合、その翌々月から減算を適用します。

(2) 対象施設

幼稚園 認定こども園

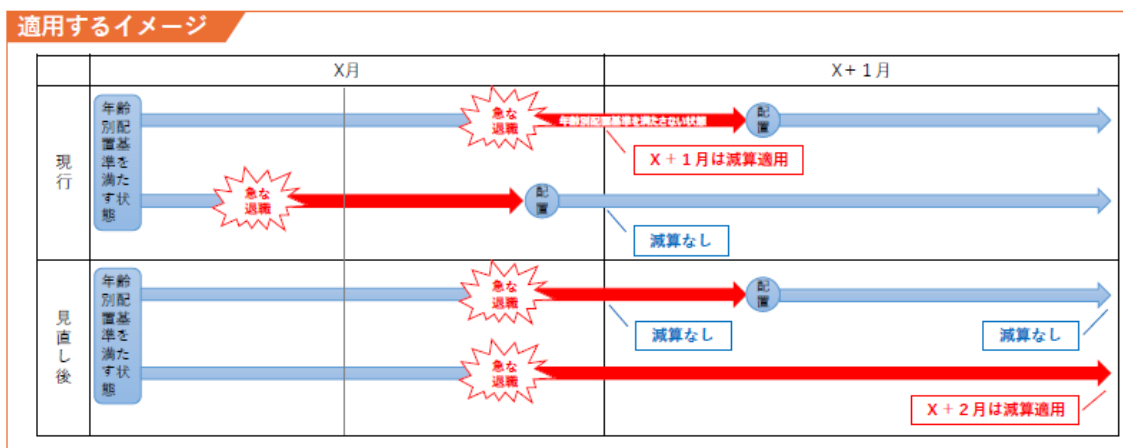
(3) 減算の適用時期

月の15日までに職員が退職（翌月も配置基準を満たさない）

翌月から減算適用

月の15日以降に職員が退職（翌月も配置基準を満たさない）

翌々月から減算適用（翌月に配置満たせば減算なし）



(4) 減算額

地域区分単価 + (加算率 (a) + 加算率 (b) + 加算率 (c)) × 人数

(例1) 幼稚園 不足教員 1名

1号 定員15人 △44,564円

(例2) 認定こども園 不足教員 1名

1号 定員10人 △67,125円

(5) 適用時期

R8年4月から

4 その他

満3歳以上限定小規模保育事業の創設

(1) 概要

3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業を創設されたことに伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の単価が設定されました。

(2) 基本分単価・加算等の種類

表に記載のとおりです。

基本分単価・加算等の種類	
■満3歳児以上限定小規模保育事業の公定価格	
※小規模保育事業（A型）で3～5歳児を受け入れるときに算定できる基本分単価・加算、算定する減算と同様	
<ul style="list-style-type: none">・基本分単価<ul style="list-style-type: none">▶ 3歳児：1～2歳児の単価に65/100を乗じたもの▶ 4・5歳児：1～2歳児の単価に60/100を乗じたもの・処遇改善等加算・障害児保育加算・休日保育加算・夜間保育加算・減価償却費加算・賃借料加算・連携施設を設定しない場合・食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	<ul style="list-style-type: none">・管理者を配置していない場合・土曜日に閉所する場合・定員を恒常的に超過する場合・安全計画の策定等をしていない場合（R8年度新規）・経営情報等の報告を行っていない場合（R8年度新規）・冷暖房費加算・除雪費加算・降灰除去費加算・施設機能強化推進費加算・栄養管理加算・第三者評価受審加算・療育支援加算（R8年度新規）・保育ICT推進加算（仮称）（R8年度新規）

過疎地の小規模施設向けの新たな加算創設

(1) 概要

過疎地域等の自治体に所在する小規模な施設（利用人数が15人以下の保育所・認定こども園）が、保育の質の確保に係る取組や保育機能の維持・確保に向けた取組を行う場合に算定できる加算が創設されました。

(2) 加算の要件

以下の要件を全て満たしていること

- ①過疎地等を有し、多機能化や統廃合等の保育機能の維持・確保に向けての協議、検討を行っている市町村に所在する施設
- ②定員規模が最小であり、かつ、定員と利用児童の差が5人以上（定員20人に対して利用子どもの数が15人以下）である施設
- ③以下の取組により、人口減少地域における保育の質の確保や保育機能の維持、確保に向けた取組を進めている施設。
 - ア 他の保育所等の児童との交流を行う。
 - イ 他の保育所等やこども・子育て支援関係施設等との合同研修、勉強会を行う。
 - ウ 他のこども・子育て支援や福祉、地域づくりの取組を行う（多機能化）

冷暖房費加算の激変緩和措置の継続

(1) 概要

冷暖房費加算の級地は、国家公務員の寒冷地手当の級地に準拠していません。R7年度に、四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置を講じられ、この取扱いがR8年度も継続されることになりました。